



# 今回の検証方針(案)について

---

令和 3 年 3 月 8 日  
事 務 局

## 1. 基本的な考え方

- 本WGでは、令和元年10月に施行された改正電気通信事業法(以下「改正法」という。)において実施した通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの是正のための制度整備等の効果やモバイル市場への影響等について評価・検証を行い、昨年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2020」を取りまとめた。
- 本年も、その後の状況変化等を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき、評価・検証を行うこととしたい。
  - ① 改正法の効果やモバイル市場への影響について継続的に検証を行う。
  - ② 加えて、モバイル市場等における環境変化等や各種検討の中で、新たに明らかになった課題について重点的な検証を行い、公正な競争を一層促進していく上で必要な対応についての検討を行う。

## 2. 方針

上記1の基本的考え方も踏まえ、今回の検証については、以下の方針で進めることとしたい。

- ① 改正法の効果やモバイル市場への影響については、前回同様、事業者からの報告やその他公表データの定量的・定性的な分析や利用者へのアンケート調査、事業者等へのヒアリング等を通じ、検証を行う。  
加えて、以下の観点からも検証を行う。
  - 改正法の執行状況については、上記の報告・データ等に加えて、総務省が実施した覆面調査の結果等も踏まえ、適正な運用が行われているかを検証。
  - モバイル市場の動向については、各事業者が昨年末以降に発表している「新料金プラン等」に関して、モバイル市場に与える影響(特に独立系MVNOとの競争環境に与える影響)について分析・検証。
- ② また、環境変化等を踏まえた新たな課題として、以下の項目を取り上げることとしたい。
  - DX時代における代理店の在り方(代理店に期待される役割)
  - 携帯電話の音声通話料金(従量制料金)
  - 乗換コストの更なる改善(スイッチング円滑化TFの検討結果、オンライン解約手続、端末購入サポートプログラム、端末補償サービス 等)

# 今回の検証の全体像(現時点での想定)

## 前回の検証内容

### (1) モバイル市場の競争環境に関する検証

#### 改正電気通信事業法の執行

通信市場の 動向	市場全体	通信市場の全体の動向 (料金プランの提供状況、契約数等の動向)
	通信料金	通信料金等の動向 (諸外国との比較、収入状況)
	囲い込み	違約金や期間拘束のある契約の動向
	競争	事業者乗換えの動向 (MNPの動向、SIMロック解除の動向)
端末市場の 動向	市場全体	端末市場(中古含む)の状況(売上台数、売上高、出荷台数等)
	端末価格	端末の販売状況、販売経路
	競争	利益の提供の動向 代理店等への支払金の動向

#### 新プランへの移行の状況

経営状況 大手通信事業者及び代理店の動向

### (2) モバイル市場に係る課題

MNP関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンストップ化への検討</li> <li>ウェブ利用の改善・充実</li> <li>MNP手数料の見直し</li> <li>過度の引き止め行為の実施</li> </ul>
その他	端末購入サポートプログラム、スイッチングコスト、頭金、分かりやすい料金プラン、SIM

#### 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するための取組

### (3) 固定通信市場に係る課題

スイッチング コスト	工事費
	期間拘束契約
キャッシュ バック・セット 割引の検証	過度なキャッシュバック・セット割引等

## 今回の検証内容(案)

### (1) モバイル市場の競争環境に関する検証

#### 改正電気通信事業法の執行 (覆面調査の結果等も踏まえた検証)

通信市場の 動向	市場全体	通信市場の全体の動向 (料金プランの提供状況、契約数等の動向) <b>新料金プラン等の動向・影響</b>
	通信料金	通信料金等の動向 (諸外国との比較 <b>(品質含む)</b> 、収入状況)
	囲い込み	違約金や期間拘束のある契約の動向
	競争	事業者乗換えの動向 (MNPの動向、SIMロック解除の動向)
端末市場の 動向	市場全体	端末市場(中古含む)の状況(売上台数、売上高、出荷台数、 <b>価格帯別売上台数</b> 等)
	端末価格	端末の販売状況、販売経路
	競争	利益の提供の動向 代理店等への支払金の動向

#### 改正法適合プランへの移行の状況

経営状況 大手通信事業者及び代理店の動向

### (2) モバイル市場に係る課題

検証項目 (想定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>DX時代における代理店の在り方(代理店に期待される役割)</li> <li>携帯電話の音声通話料金(従量制料金)</li> <li>乗換コストの更なる改善(スイッチング円滑化TFの検討結果、オンライン解約手続、端末購入サポートプログラム、端末補償サービス等)</li> </ul>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 固定通信市場に係る課題

スイッチング コスト	工事費
	期間拘束契約
キャッシュ バック・セット 割引の検証	過度なキャッシュバック・セット割引等

※赤字が新規もしくは重点的に検証する部分

## (1) モバイル市場の競争環境に関する検証

前回検証内容		WG報告書2020の記載(特に今後の方向性部分)	検証方針
改正電気通信事業法の執行	事業者等の体制整備	・代理店及び事業者は、改正法の違反事案も踏まえ、改正法の規律の遵守のための取組・体制強化が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回以降の違反事案、GL見直し等の状況を確認</li> <li>・事業者の取組についてヒアリングを実施</li> <li>・総務省が実施した覆面調査の結果も踏まえ適正な運用が行われているか検証</li> </ul>
	適切な執行	・総務省においては、改正法の適切な執行が必要。また、共通のルールを明確にし、関係者による理解促進を図るため、事業法27条の3等運用ガイドラインの随時見直しが必要。	
	規律の見直し	・事業法27条の3の指定役務の内容(タブレット端末、固定ルータの扱い)、5G端末に対する2万円上限の規律の適用、不良在庫端末の特例は、現時点において見直しを行う状況にはない。 <u>今後も、総務省は、適切な執行・運用が必要。</u>	
通信市場の動向	市場全体 (料金プランの提供状況、契約数等の動向)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「低・中容量」の領域</li> <li>・MNOのサブブランドは、利用者に多様な選択肢を提供するもの。競争の活性化を通じた更なる料金低廉化に繋がることが期待される一方、新たな囲い込みの手段として利用されるなど、特に独立系MVNOとの間の公正な競争環境の阻害要因となる可能性あり。</li> <li>・今後、サブブランドが競争環境に与える影響について、注視。このため、ブランド別のデータを取得する必要。</li> <li>○「大容量」の領域</li> <li>・5Gサービスの普及や遠隔活動の普及により、データ通信需要の一層の高まりが想定され、各事業者の創意工夫による一層の競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が進むことが期待される領域。</li> <li>・有効に競争が機能しているか、競争を阻害する要素はないか検証が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的、定性的なデータの分析・検証</li> <li>・特に新料金プラン等について、プラン別の新規契約・移行件数、代理店への支払金や経済的利益の提供状況等のデータに基づき重点的に検証</li> </ul>
	通信料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法の施行に伴い、MNO3社は、<u>違約金の引下げ(上限1,000円)・撤廃や期間拘束のない料金プランの料金の引下げを実施。</u></li> <li>・内外価格差調査では、我が国の料金については、依然として高位な水準であるが料金水準については通信品質などと合わせて分析すべきであり、諸外国や民間における手法を研究。</li> <li>・引き続き分析・検証を重ねていく必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的、定性的なデータの分析・検証</li> <li>・内外価格差調査については、<u>料金に加えて品質の比較についても報告</u></li> </ul>
	囲い込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MNO3社は期間拘束のあるプランとないプランの料金差の上限への対応、期間拘束のあるプランの廃止等の取組を実施。</li> <li>・違約金のある契約件数は改正法の施行前後で約400万件減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定量的・定性的データの分析・検証</li> </ul>
	競争	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SIMロック解除ガイドラインの全面適用に合わせ、多くのMVNOがSIMロックの設定自体を中止する動き。</li> <li>・MNO3社のMNP件数について、改正法施行前後において、件数が減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MNPガイドライン整備状況や、スイッチング円滑化TFIにおける検討状況を確認</li> </ul>

※赤字が新規もしくは重点的に検証する部分

## (1) モバイル市場の競争環境に関する検証(続き)

前回検証内容		WG報告書2020の記載(特に今後の方向性部分)	検証方針	
端末市場の動向	市場全体 端末市場の状況(売上台数、売上高、出荷台数等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>MNO3社の端末売上台数・端末売上高は、改正法施行前後で大きな変動なし(月約300万台、2,000億円強)。季節変動の影響が大きい、現時点で年間を通じたデータがない。</li> <li>端末出荷台数について、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が顕著に出ると予測されることから状況を注視。</li> <li>中古スマートフォンの販売台数は、2019年度で約163万台。今後右肩上がり増加との予測(2025年度:約265万台)。</li> <li>中古端末については、流通の状況を注視するとともに流通促進に係る課題などを確認していくことが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的、定性的なデータの分析・検証</li> <li>端末市場の状況について端末メーカー等にヒアリングを実施</li> </ul>	
	端末価格 端末の販売状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンの価格帯別の販売状況は、ミドルレンジや廉価な端末の取扱いが増加。消費者にとって、幅広い価格帯で選択が可能。</li> <li>機種別の売上台数等を把握し、分析することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業者の端末販売状況を確認</li> <li>価格帯別の売上台数を新たに把握し検証</li> </ul>	
	競争	利益の提供の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供について、改正法の施行前後で、件数、金額ともに減少。特に、施行前の2019年6月に大幅な減少。</li> <li>不良在庫端末については、特例の適用状況を注視するとともに適切な運用をしていくことが必要。</li> <li>廉価端末及び通信方式の移行については、特例の適用状況を注視。</li> <li>今後は代理店からのデータも用いて詳細な検証が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的・定性的データの分析・検証</li> </ul>
		代理店等への支払金の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払金は改正法の施行直前の9月に大幅に増加。その後減少したが翌年3月にも増加。増減の要因は販売奨励金の増減によるもの。</li> <li>メーカーへの支払金は、改正法施行直前から増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的・定性的データの分析・検証</li> </ul>
新プラン(改正法適合プラン)への移行状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は移行促進のための取組を引き続き実施していくことが必要。</li> <li>総務省は、事業者の取組状況を注視し、更なる対応の必要性を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既往契約からの移行状況について事業者等にヒアリングを実施</li> <li>定量的・定性的データの分析・検証</li> </ul>	
経営状況	大手通信事業者及び代理店の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>MNO3社の営業利益率は各社とも概ね20%前後。</li> <li>上場している代理店の営業利益率は、概ね5%以下。</li> <li>公正な競争環境の分析・検証に当たっての参考指標として、今後とも動向を注視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的・定性的データの分析・検証</li> </ul>	

## (2) モバイル市場に係る課題

※赤字が新規もしくは重点的に検証する部分

前回検証内容		WG報告書2020の記載(特に今後の方向性部分)	検証方針
MNP関係	ワンストップ化への検討	・ツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当。	・スイッチング円滑化TFにおける検討状況を確認
	ウェブ利用の改善・充実	・事業者において、引き止めが行われないウェブ画面を設けること、受付時間を24時間に拡充すること等の取組を実施。 ・上記の施策を遂行することを通じ、ウェブ以外の利用から、ウェブの利用への移行を促していくことが重要。	
	MNP手数料の見直し	・MNP手数料の設定について、ウェブの場合は無料、店頭・電話の場合は、コストを踏まえ、1000円以下とすることが適当。	・MNPガイドラインの整備状況を確認
	過度の引き止め行為の実施	・利用者がMNP申込みの明確な意思表示を行った後は既存の自社プランの説明、利益の提供、他事業者の説明等の引き留め行為は禁止すべき。 ・各事業者のMNP手続がルールに基づき適切に行われるよう、総務省が具体的な対応の手順等を整理。	
その他	端末購入サポートプログラム	・非回線契約者に対する端末の販売が制限されていないか等、現場の実態についても調査・確認が必要。 ・端末の再購入条件が過度な囲い込みの要因となっていないか、端末単体収支の状況を継続確認。 ・総務省は、事業法第27条の3の規律を潜脱する行為が行われていないか、要請を受けた報告の内容も踏まえ、確認が必要。	・事業者の取組状況についてヒアリングを実施 ・総務省が実施した覆面調査の結果も踏まえ適正な運用が行われているか検証
	スイッチングコスト	・端末補償サービスに係る各種条件が、端末購入者の事業者乗換えの過度の制約となっていないか、代替となる選択肢があるか、事業者以外が提供するサービスが代替的な選択肢になり得るかを注視。 ・修理等の期間の終了後も利用者が漫然とサービスに加入し続けている課題について、利用者周知等の状況を注視。 ・利用者により選択されることが多い固定通信サービスとのセット販売については、過度な囲い込みの要因となっていないかなどについて検討。 ・固定通信サービス以外のコンテンツサービスや決済手段等のサービス等とのセット販売による割引等についても、利用者の過度な囲い込み等の要因となっているものがないか、引き続き、状況を注視。 ・事業者乗換え時の金銭的なコストについて、過度な囲い込みの要因となっているものがないか、注視。	・左記に加えて、乗換コストの更なる改善について検証 ・左記に加えて、スイッチング円滑化TFにおける検討、オンライン解約手続、端末購入サポートプログラム等について検証
	頭金	・事業者及び代理店について <u>広告表示の見直しが必要</u> 。 ・事業者及び総務省においては、代理店ごとに端末価格自体が異なっている可能性があることを利用者が認識できるよう適切な周知等が必要。	・各事業者等の取組について適宜報告
	分かりやすい料金プラン	・各種割引の適用状況等の実態も把握をした上で、引き続き状況を確認。	・前回からの取組状況について事業者にヒアリングを実施
	SIM関係	・中古端末のオンラインSIMロック解除の事業者の対応状況を確認(2020年10月1日から義務化)。 ・MNOからのRSP機能の開放については、総務省は、要請に基づくMNOからの報告により継続して状況を確認。具体的に障壁になっている課題があれば、課題解決に向けて速やかに検討が必要。 ・Apple Watchの利用に係る指摘については、具体的に障壁になっている課題について、引き続き、状況を確認。	・スイッチング円滑化TFにおける検討状況を確認

※赤字が新規もしくは重点的に検証する部分

## (3) 固定通信市場に係る課題

前回検証内容		WG報告書2020の記載(特に今後の方向性部分)	検証方針
スイッチングコスト	工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開通工事費の分割支払いについては、一括支払いや短期の分割支払いと比べて長期の分割支払いの場合の割引が有利となっている場合や、期間拘束契約満了時に工事費残債の支払い等の負担なく契約を解除できない場合には、利用者の過度な囲い込みと考えられるため、事業者に改善を求める(工事費の割引等についても、期間拘束契約の期間内に全額が享受できるよう併せて改善することが望ましい旨示す)とともに、必要に応じ、ガイドライン等により一定の考え方を示すことも含め対応。</li> <li>・開通工事費及び撤去工事費の合理性について、引き続き確認し、必要な対応を検討。</li> <li>・事業者間連携による工事の削減は、早期かつ幅広い事業者に適用されるか協議を注視し、状況に応じ必要な対応を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回以降の取組の進捗状況を確認</li> </ul>
	期間拘束契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違約金が不要で解約できる期間について、3か月以上設けること(契約期間の最終月、その翌月及び翌々月を含むことが望ましいこと)について、必要に応じガイドライン等により一定の考え方を示すことを含め、事業者に対して改善のための措置の実施を要請。</li> <li>・固定通信契約とセットで提供されていること等により、固定通信契約の期間拘束等が、モバイル契約において実質的に過度な囲い込みを生じさせていないか確認していくとともに、必要に応じて制度的な対応を検討。</li> <li>・期間拘束契約の適切な期間や違約金の適切な水準、自動更新については、モバイル市場と固定通信市場の状況の違いや現状の課題を整理した上で、それぞれの在り方について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回以降の取組の進捗状況を確認</li> </ul>
キャッシュバック等	過度なキャッシュバック・セット割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セット割引等により不当競争が生じていると判断される状況にないかについてより精緻な検証を行うため、セット割引の適用状況や契約締結補助(キャッシュバックや代理店向けの販売奨励金等)の額等について、省令等の報告によりデータを取得。</li> <li>・今回の検証では、一のFTTH契約にモバイル契約のセット割引が何回線分適用されているかという点も考慮した検証は十分に行えなかったところ、モバイル市場の寡占的な状況等も踏まえ、これらの状況を踏まえた検証を実施。</li> <li>・各社の状況の変化を踏まえた継続的な検証や検証方法の見直しを実施していくとともに、検証対象や検証方法等について、ガイドライン等で一定の考え方を示すことなども含めて検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から新たに取得したデータを元に検証</li> </ul>

## (1)DX時代における代理店の在り方(代理店に期待される役割)

- MNOをはじめとする携帯電話事業者の代理店は、利用者にとって最も身近な通信サービスの契約窓口である一方、新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン手続の利用拡大やオンライン専用プランの登場などを踏まえると、その役割に変化が訪れつつあると考えられる。
- 特に、今後、社会全体としてDXを推進していく中では、全国津々浦々に所在するICT拠点としての代理店が新たな役割を担っていくことが期待されるが、考えられ得る課題や対応方策について検討を行う。

## (2)携帯電話の音声通話料金(特に従量制料金)

- 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会における議論の中で、携帯電話の音声通話料金(従量制料金)について、ネットワーク費用以外の要素が大きな割合を占めており、固定電話と携帯電話の接続料が近い水準にある一方で、両電話の従量制料金に大きな格差が生じている点についての指摘があった。
- 当該指摘を受けて、携帯電話の音声通話市場における競争状況について、検証を行う。

## (3)乗換コストの更なる改善

- スイッチング円滑化タスクフォースにおける検討結果、また、WG報告書2020におけるスイッチングコストに係る様々な提言のフォローアップを通じて、事業者の乗換に係るコストの更なる改善方策について検討を行う。

➤ 改正電気通信事業法施行後のモバイル市場の状況について、総務省において報告規則や報告徴収で事業者等から報告を受けることとなっている定量データや、各社の決算情報等の公表データを活用して評価・検証を行う。

	報告内容		対象者	期間
報告規則 (電気通信事業報告規則(昭和59年法律第86号第2条の3))	通信市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動電気通信役務の新規契約数等</li> <li>・移動電気通信役務に係る収入状況</li> <li>・違約金等の定めがある契約の提供状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定電気通信事業者(24社)</li> </ul>	2019年10月～ (※2019年4月～9月)
	端末市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理店への支払金支出状況</li> <li>・メーカーへの支払金支出状況</li> <li>・移動端末設備の取り扱い状況等</li> </ul>		
報告徴収 (電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に係る取組等に関する報告について(報告徴収)(令和元年9月13日))	既往契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業法不適合期間拘束契約数等</li> <li>・新事業法不適合利益提供の状況</li> <li>・新法不適合契約:法施行時点の残数(5区分ごと)(更新時期ごと)、移行件数、更新件数、残数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MN03社(左記及び報告規則の数値のうち※の期間の数値)</li> </ul>	施行時点(9月末)、 2019年10月～
	経営情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・代理店の決算情報</li> </ul>	-	-
公表データ	端末市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の出荷台数・売上高等</li> </ul>	-	-

※上記に加えて、新料金プラン等については別途ユーザーの移行状況や代理店への支払金の状況等のデータを新たに事業者から取得予定。

## ①モバイル関係(MNO・MVNO)

	団体・事業者名等
1	(株)NTTドコモ
2	KDDI(株)
3	ソフトバンク(株)
4	楽天モバイル(株)
5	UQコミュニケーションズ(株)
6	(一社)テレコムサービス協会 MVNO委員会
7	(株)インターネットイニシアティブ
8	(株)オプテージ

## ②固定関係

	団体・事業者名等
1	(株)NTTドコモ
2	ソフトバンク(株)
3	東日本電信電話(株)
	西日本電信電話(株)
4	(株)オプテージ
5	KDDI(株)
6	ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)

## ③代理店関係(業界団体)

	団体・事業者名等
1	(一社)全国携帯電話販売代理店協会

## ④業界団体関係

	団体・事業者名等
1	電気通信サービス向上推進協議会
	(一社)電気通信事業者協会

## ⑤端末関係(メーカー・業界団体)

	団体・事業者名等
1	(一社)情報通信ネットワーク産業協会
2	Apple Japan合同会社
3	クアルコムジャパン合同会社
4	(一社)リユースモバイル・ジャパン

# 今後のスケジュール(案)

2021年				
3月	4月・5月	6月	7月	8月以降
<p>3/8 第14回</p> <p>事務局説明（今回の検証方針（案）等）</p>	<p>個別課題議論</p> <p>【4～5回程度の開催を想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイル市場の分析検証</li> <li>・ 個別課題議論</li> <li>・ 事業者ヒアリング（MNO、MVNO、端末メーカー等）</li> </ul>	<p>論点整理、個別課題議論</p>	<p>論点整理、個別課題議論</p> <p>報告書（案）</p> <p>パブコメ</p>	<p>夏頃</p> <p>報告書取りまとめ</p>
<p>【全体で9～10回程度の開催を想定】</p> <p>※必要に応じ、開催回数・期間は調整</p> <p>※必要に応じ、「消費者保護ルールの検証に関するWG」と合同で開催</p>				